

第84回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年3月19日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成30年3月19日(月)午後2時01分
- 3 閉会の日時 平成30年3月19日(月)午後3時02分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 勤労者福祉センター4階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席17名 欠席 0名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 真田 明彦 参事 箕浦 勝宏 担当課長補佐 今村 正樹 副主査 柴田 美佳	総務・農政担当課長 倭 信幸 農地担当課長 佐藤 孝司 担当係長 竹田 了久
---	--

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 転用事業計画変更承認申請について
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
- (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
- (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
- (3) 転用事業計画変更承認届について

- (4) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
- (5) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (6) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成29年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

8番：國定 豪 16番：信定 知福

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第
84回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。8番 國定 豪委員、16番 信
定 知福委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

竹田係長 (議案訂正等の説明)

2月の諮問案件について報告します。北区粟井の18条1項の許可申請につい
て、2月28日に岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたので、
許可指令書を交付しています。

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請
について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお
願いします。

竹田係長 1ページ1番、受人は芳賀に居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作す
る農業者ですが、増反により富吉と芳賀の畑を所有権移転しようとするもの
です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件
をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は富原に居住し、約35アールの農地を耕作する農業者ですが、

増反により富原の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番と2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 3番、受人は立田に居住し、約56アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により立田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は川入に居住し、約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大内田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は撫川に本店を置く農地所有適格法人ですが、高松の田と畑に10年間の賃借権を設定し、新規に就農しようとするものです。

農地所有適格法人の要件を満たす見込みであること、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は撫川に居住し、約38アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て

満たしていると考えます。

7番と8番は受人が同じですので、同時に説明します。受人は玉野市迫間に居住し、約3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により7番は大井の畑と粟井の田を、8番は粟井の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから、いずれも許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、受人は粟井に居住し、世帯で約6.1アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により粟井の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、3番から9番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 10番、受人は御津新庄に居住し、約3.4アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津新庄の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

11番、受人は御津新庄に居住し、約5.3アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津新庄の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ12番、受人は西大寺五明に居住し、約4.6アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津高津の田と畑を所有権移転しようとするもの

です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

13番、受人は御津中山に居住し、約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津国ヶ原の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

14番、受人は建部町桜に居住し、約65アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町桜の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

15番から17番までは受人が同じですので、同時に説明します。受人は建部町中田に居住していますが、15番は建部町市場の畑と建部町中田の田と畑を、16番は建部町中田の畑を所有権移転し、17番は建部町中田の田を5年間使用貸借して、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、いずれも許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は野田屋町一丁目に居住し、約80アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により建部町桜の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、10番から18番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。
議 長 それでは申請等（１）については、中・中央地区１番から御津・建部地区１８番までの１８件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。
議 長 それでは、そのように決定いたします。
議 長 次に申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 ３ページ１番、転用目的は太陽光発電施設です。申請人は御津金川に居住しており、太陽光発電施設の設置を検討していますが、申請地以外の所有地は別の用途に利用中であるため、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地区分は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で１番の１件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 ２番、転用目的は農家住宅です。申請人は宮浦の自宅に居住していますが、現在の住居が集落の奥に位置しており、自動車が進入できず、日常生活に支障があるため、自動車の進入が可能で、農地にも近い申請地に農家住宅を建築しようとするものです。現在の住居は、引越し後に取壊す予定です。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、転用目的は農業用倉庫です。申請人は中畦に居住し、約２２ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、耕作面積の増加に伴い、農機具及び農業資材が増加し、現在の農業用倉庫が手狭になったため、自宅や既存の倉庫に隣接

する申請地に農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、農業用施設で農用地利用計画に指定された用途であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、2番と3番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（2）については、御津・建部地区1番から南区3番までの3件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 4ページ1番、転用事業計画変更承認申請1番と同時申請です。転用目的は露天資材置場です。申請人は、平成28年12月12日付けで転用許可を得た露天資材置場と露天駐車場を建設中ですが、隣接地の所有者から売却したい旨の申出があったため、資材置場として効率的に一体利用できる申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は露天駐車場です。申請人は万成西町に本店を置き、建設重機や建設用車両のリース業を営む法人ですが、事業拡大に伴い、現在の建設重機置場が手狭になったため、現在の置場に隣接する申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は自己住宅です。申請人は病気の父母の世話をするため、谷

万成二丁目の実家に父母と妹の4人で居住しており、申請人の妻と子供は、津島新野二丁目の借家に2人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、借家が手狭になったため、実家に隣接する、父所有の申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は露天資材置場です。申請人は倉敷市北畝に本店を置き、墓地管理業を営む法人です。現在岡山市北区田益などで墓地の管理を行っていますが、本店のある倉敷市から墓地管理上必要な資材などを運ぶのは不便であるため、管理する墓地に近く、効率よく管理ができる申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 5番、転用目的は自己住宅です。申請人は浜野一丁目の官舎に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、夫の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は、一時転用の工事用道路です。転用期間は、平成30年6月1日から平成31年3月31日です。申請人は庭瀬にある学校法人ですが、

平成31年4月開校予定の認定こども園の建設に伴い発生する資材や重機の搬入搬出に使用する既存の進入路の幅員が狭く、近隣住民の通行の安全上支障があるため、近隣住民からの要望も踏まえ、既存の進入路とは反対側に位置する申請地に賃借権を設定し、工事用道路に転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は自己住宅です。申請人は白石西新町のアパートに家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、夫の勤務先に近く、夫妻の実家に行くのにも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は自己住宅です。申請人は撫川の実家に家族6人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に隣接し、親と協力して生活できる申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、5番から8番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 9番、転用目的は事務所、露天資材置場、露天駐車場です。申請人は芳賀に本店を置き、土木建築用仮設資材のリース業を営む法人ですが、業務の拡張に伴い、御津下田にある現在の資材置場が手狭となったため、現在の資材置場に

近く、代表取締役の所有地である申請地に賃借権を設定し、事務所、露天資材置場、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、9番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 10番、転用目的は自己住宅です。申請人は東畦の実家に家族7人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く、農業を手伝うのに都合が良い、父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は露天資材置場です。平成29年11月に農振除外済みの案件で、一時転用からの本転用申請です。申請人は東畦で土木・建築業を営む法人ですが、以前使用していた露天資材置場が国道用地として収用されたため、事務所に隣接し、利便性の良い代表取締役所有の申請地を使用貸借し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、代表取締役の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は露天資材置場です。平成29年11月に農振除外済みの案件です。申請人は芳泉二丁目で造園業を営む法人ですが、資材や花・苗木等の保管場所が不足しているため、事務所から近くて利便性が良く、法人の役員が所有する申請地に賃借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするもので

す。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番と14番、16番は同じ地域に関連がありますので、同時に説明します。転用目的は、13番と14番は露天資材置場の敷地拡張、16番は露天駐車場・露天資材置場です。いずれも永久転用目的の一時転用で、転用期間は許可日から3年間です。

申請人は、姫路市に本店を、妹尾に支店を置き、建設機材リース業を主な事業とする法人ですが、事業の拡大に伴い、資材置場や駐車場が不足しているため、13番と14番は、既存の露天資材置場に隣接する申請地に賃借権を設定し、露天資材置場の敷地拡張を、16番は、既存の露天資材置場に近く、利便性の良い申請地に賃借権を設定し、露天駐車場・露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は自動車販売店舗です。申請人は北長瀬表町二丁目自動車販売業を営む法人ですが、新規に自動車販売店舗の出店を計画しており、都市計画法での立地基準である2車線以上で相当の交通量を有する道路に面していて、利用者の見込める申請地を所有権移転し、自動車販売店舗に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は自己住宅です。申請人は倉敷市児島小川四丁目の借家に家族5人で居住していますが、住居が手狭になってきたため、実家に隣接し、協力して生活できる、祖父所有の申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は露天資材置場、露天駐車場の敷地拡張です。申請人は宮

浦に本店を置き、建設業を営む法人ですが、事業拡大により資材や重機等の置場が不足しているため、既存の資材置場に隣接する申請地を所有権移転し、露天資材置場・露天駐車場を敷地拡張しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積が、3,000平方メートルを超えていますが、事業の規模から妥当な面積と考えます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は内尾で個人で自動車の金属加工業を営んでいますが、既存の露天駐車場が手狭になったため、事務所と工場に近い申請地に賃借権を設定し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は貸露天駐車場です。申請人は西高崎で自動車販売業を営む法人の役員をしていますが、法人の事業拡大により取扱車両が増え、車両保管場所が手狭になったため、既存の露天駐車場に隣接する申請地を所有権移転し、法人の使用する露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、10番から20番までの11件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区20番までの20件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

なお、南区18番は、転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、3月28日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議 長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 7ページ1番、5条申請1番と同時申請です。当初計画者は、平成28年12月12日付けで、露天資材置場・露天駐車場の転用許可を受けましたが、同時5条申請の農地との一体利用に変更しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様に承認意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 2番、当初計画者は、平成29年12月5日付けで、自己住宅の転用許可を受けましたが、離婚により、建築を中止したものです。

承継者は、久米の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、夫の勤務先と実家に行くのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、2番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様に承認意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 3番、当初計画者は、平成29年5月22日付けで、集合住宅及び貸事務所の転用許可を受けましたが、集合住宅の入居者の需要が見込まれないため、転用目的を貸事務所に変更しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8ページ4番、当初計画者は、平成29年10月18日付けで、保育園建設のための工事用車両の露天駐車場の一時転用の許可を受けましたが、工事終了後は、隣接地に開園する保育園関係者の露天駐車場として使用するため、転用目的を変更しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、3番と4番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも承認意見としており、農業委員としても同様に承認意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(4)については、中・中央地区1番から南区4番までの4件全件を承認と決定してよろしいか。

全員 異議なし

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等(5)所有権の移転と、申請等(6)利用権の設定、を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

竹田係長

今回の利用集積計画について説明します。

まず、(5) 所有権の移転は、9 ページ北・吉備地区の1 件と、10 ページ南区の1 件です。いずれも農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。今回は、財団から担い手に所有権移転するものです。

次に、(6) 利用権の設定は、11 ページ南区の2 件です。いずれも岡山県所有農地を引き続き現耕作者へ貸し付けるものです。

これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18 条第3 項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議ではいずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし

議長 それでは、申請等(5) と(6) の農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいか。

全員 異議なし

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等(7) 農地法第3 条の3 第1 項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

竹田係長 12 ページ中・中央地区1 番から15 ページ南区17 番までの17 件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容はご覧のとおりです。あっせん希望はすべて無しです。

各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありました。申請等(7) の17 件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 報告(1) 農地法第4 条第1 項第7 号の規定による転用届は、16 ページ1 番から10 番までの10 件で、転用目的は、自己住宅1 件、貸露天駐車場1 件、集合住宅2 件、露天駐車場2 件、共同住宅1 件、貸事務所・倉庫1 件、アパート1 件、敷地拡張1 件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(2) 農地法第5 条第1 項第6 号の規定による転用届は、17 ペー

ジ1番から20ページ30番までの30件で、転用目的は、露天駐車場9件、分譲住宅地5件、賃貸アパート1件、店舗（コンビニエンスストア）1件、自己住宅1件、露天資材置場1件、進入路の拡張1件、運動場（園児用）1件、建売住宅1件、敷地拡張2件、貸露天駐車場1件、宅地拡張1件、給水施設用地1件、進入路1件、宅地造成1件、工場1件、共同住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（3）転用事業計画変更承認届は、21ページ1番の1件で、事業者の変更です。

次に報告（4）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、22ページ1番から24ページ11番までの11件で、11番は期間借地の合意解約です。解約理由はすべて耕作目的です。いずれも合意解約が成立しており、離作料はご欄のとおりです。

次に報告（5）農地法施行規則第29条第1号該当転用届は、25ページ1番の1件で、進入路です。

次に報告（6）農地改良届は、26ページ1番から3番の3件で、目的は、普通野菜畑1件、普通野菜畑・果樹園1件、普通野菜畑・花卉畑1件です。

議 長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし

議 長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （1）平成29年度事業について
（2）その他

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 （1）次回総会予定（4月18日（水）市役所7階大会議室）

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 時 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員